

奥多摩町長選挙

きれいな選挙で 明るい奥多摩を



【選挙日程】

選挙告示

5月7日(火)

投票日

5月12日(日)

午前7時から午後6時

選挙会・開票日

5月12日(日)

午後8時から

福祉会館1階集会所

*開票所への入場は、1候補者につき3名まで。一般の方はご遠慮ください。

*町ホームページにより開票速報を行います。

【投票のできる方】

選挙人名簿登録基準日および登録日は、5月6日です。投票のできる方は、つぎのとおりです。

◎平成18年5月13日までに生まれた方で、住民基本台帳に登録され3か月の住所要件を備えている方。

◎令和6年2月6日までに

奥多摩町に転入の届出をし、住民基本台帳へ登録の手続きをされた方。

(注) 投票日までの間に町外へ転出された方は、投票

できません。

【町内で転居した方の投票】

4月17日までに転居手続きをされた方は、その転居先の投票所で投票を行うこととなりますが、4月18日以降に転居手続きをされた方については、転居前の投票所で投票することになります。

【期日前投票】

◎投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。《期日前投票のできる期間》5月8日(水)から11日(土)までの毎日、午前8

時30分から午後8時まで選挙管理委員会事務局(役場地下1階会議室)で行うことができます。

【不在者投票】

◎出産や病気などで入院されている方や老人ホームなどの施設に入っている方

で、その施設が不在者投票

のできる施設として指定を

受けている場合、その入院

先や老人ホームで不在者投票

票をすることができません。

【郵便等投票】

身体障害者手帳などをお持ちで、法に定められた方は、郵便等投票をすることができます。

これらの制度を利用するには、事前に申請・届出が必要となります。詳しくは

町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

【代理投票・点字投票】

手や目が不自由なため文字を書くことが困難な方は、投票所で係員に申し出てください。法で定められた手続きにより、代理投票をします。

【点字投票】

目の不自由な方で、通常の文字が書けない方には、点字による投票が認められています。各投票所で係員に申し出てください。この場合、点字器のご使用は、投票所に備え付けのものとなります。

【入場整理券】

入場整理券は5月7日頃郵送します。投票の際には忘れずにお持ちください。万一、入場整理券を紛失された場合でも投票はできますので、棄権しないで投票所へおいでください。

【選挙公報】

選挙公報は、5月10日頃

新聞折り込みでお届けします。折り込む新聞は、朝日、読売、毎日、東京、日本経済、産経新聞です。

なお、これらの新聞を購読されていない方は、郵送によりお届けしますので、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

また、選挙公報は、役場、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、各自治会長宅などに備え置くほか、町ホームページに掲載します。 ※問い合わせは、選挙管理委員会事務局

☎ 83-2345

みんなで投票。みんなで参加。あなたの一票大切に

